

北名古屋市小規模修繕工事等受注希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北名古屋市が発注する小規模な修繕及び工事（以下「修繕工事」という。）について、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 修繕工事の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるものであって、設計金額が30万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 受注希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所（本社・本店）又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの
- (2) 北名古屋市競争入札等参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者
- (3) 市税の滞納がある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、その他公共事業発注の相手として不適当と認められる者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模修繕工事等受注希望者登録申請書（様式第1。以下「申請書」という。）その他市長が定めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 登録申請の受付期間及び登録の有効期限は、入札（見積）参加資格審査申請要領（物品供給・役務の提供等）に準ずる。

(登録名簿への登載等)

第5条 市長は、前条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、小規模修繕工事等受注希望者登録名簿（様式第2。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

2 前項に規定する登録名簿は、公表するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、小規模修繕工事等受注希望者登録(変更・休止・廃止)届(様式第3)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取消し等)

第7条 市長は、登録者が次のいずれかの場合に該当したときは、その者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条ただし書に該当したとき。
- (2) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 申請にかかる営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (5) 前条の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その者に対して書面をもってその旨を通知する。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、登録名簿から登録を削除する。

(登録者の取扱い)

第8条 市長は、修繕工事に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に随意契約の機会を与えるよう努めるものとする。

(契約保証金)

第9条 登録者との契約締結に際しては、北名古屋市契約規則(平成18年北名古屋市規則第40号)第35条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。